

知らないで大損する！

示談交渉必須・裏慰謝料計算マニュアル

赤鬼の



「ザ・慰謝料」【標準版】

赤川 静雄 著

「交通事故後遺障害慰謝料、損害賠償請求を考える会」代表

# 目次

## 【はじめに】

- 最新版の Adobe Reader のダウンロード
- 使用許諾契約書
- 印刷について

## 【第一章】 交通事故慰謝料概要

- 交通事故損害賠償概要 . . . . . 9
- 交通事故損害賠償の種類 . . . . . 16
- 積極損害 . . . . . 17
- 消極損害 . . . . . 17
- 逸失利益 . . . . . 18
- 慰謝料 . . . . . 19

## 【第二章】 交通事故損害賠償支払基準

- 自賠責保険支払基準 . . . . . 20
- 平成 14 年まで存在した任意保険支払基準 . . . 22
- 地方裁判所支払基準 . . . . . 23
- 赤い本・青い本 . . . . . 23
- 大きい自賠責と地裁の支払基準の差 . . . . . 24

## 【第三章】 交通事故慰謝料計算実務

- 自賠責支払基準・死亡慰謝料 . . . . . 25
- 自賠責支払基準・後遺障害慰謝料 . . . . . 26
- 自賠責支払基準・入通院慰謝料 . . . . . 35
- 知らないで大損する慰謝料計算の特例 . . . . . 37
- 都市伝説「毎日通院すれば通院慰謝料が最高額になる?!」 39

## 【第四章】 まとめ

## あとがき

# はじめに

このたびは、本マニュアルをダウンロードいただきましてありがとうございます。

「交通事故後遺障害慰謝料、損害賠償請求を考える会」代表  
赤川 静雄と申します。

私自身の交通事故の経験を活かして、一人でも多くの方が満足いく損害賠償を受け取る事が出来るようにと日夜活動しております。

金融庁の監督が厳しくなったとはいえ、未だに見えないところでは保険会社による払いしづりが続いており、泣き寝入りする被害者は数多く存在します。

私は運良く多くの関係者や貴重な情報に助けられ、十分過ぎる損害賠償を受け取ることが出来ましたが、泣き寝入りする被害者は数多く存在している状況下に、自分だけが正当な損害賠償を受け取り、後は知らん振りしていいのかと疑問に思うようになりました。

私が困っている時に助けて頂いた方々への感謝の気持と、貴重な経験や知識を苦しんでいる交通事故被害者の方のお役に立てたいという気持ちから、無料有料を含め交通事故損害賠償関連の各種マニュアルを作成しています。

皆様にも応援していただければ幸いです。

「交通事故後遺障害慰謝料、損害賠償請求を考える会」[info@jiko-zero.info](mailto:info@jiko-zero.info)

著書(e-book)14級で850万円「究極の交通事故損害賠償請求完全マニュアル」  
<http://www.jiko-zero.info/jiko-zero.html>

ブログ : 知って得する「交通事故損害賠償の知識」  
<http://safely.blog115.fc2.com/>

メルマガ : まぐまぐ「知って得する交通事故損害賠償請求」  
<http://www.mag2.com/m/0000241683.html>

## 最新版の Adobe Reader をダウンロードしてください

本マニュアルは最新版の Adobe Reader でご覧ください。

旧バージョンの Reader で、一部文字が切れたり、印刷不能などの症状が確認されています



<http://www.adobe.com/jp/products/acrobat/readstep2.html>

## 本マニュアルについてのお願い

- ◆ 地方裁判所基準での解決については、加害者が任意保険に加入している事を前提に書いています。
- ◆ 本マニュアルはきわめて実践的な目的のために作ったものです。

ページ数を増やす目的のみの各分野への深入りや無駄な図及び写真は省略していますので、文字が多く読み難いとは思いますが、実践重視で構成しましたのでご理解ご協力をお願いします。

# 使用許諾契約書

本マニュアルをご利用になる前に必ずお読みください。

以下の使用許諾契約書は本マニュアルを入手した法人・個人

(以下、甲とする)と本マニュアル発行責任者(以下、乙とする)との間で合意した契約です。

本書を甲が受け取ることにより甲のこの契約は成立いたします。

## 第一条 使用权の許諾

乙は甲に対し本契約記載の条件に従い日本国内における再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利をお客様に対して許諾します。

## 第二条 著作権

本マニュアルは著作権法で保護されている著作物です。

本書の取り扱いについては以下の点にご注意ください。

甲は、乙の書面による事前の承諾を得ることなく、本マニュアルを第三者へ賃貸、貸与、販売または譲渡できないものとし、かつそれらの担保権を設定することは出来ないものとする。

### **第三条 契約の解除**

甲が本契約に違反した場合、乙は本契約を解除することが出来る。

### **第四条 守秘義務**

甲は乙の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ、本契約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとする。

ただし、国家機関の命令による開示等正当なる自由に基づき開示する場合はこの限りではないが、その場合は乙に対して速やかに事前の通知を行うものとする。

### **第五条 個人情報の取り扱いについて**

甲は乙が甲に関する個人情報につき必要な保護措置を講じたうえで収集、利用し、発行責任者が定める相当な期間保有することに同意します。

### **第六条 損害賠償**

甲が本契約に違反した場合、その違約金として違反件数に 2000 円を乗じたものの 10 倍を支払うものとします。

又、本契約に起因する紛争の解決については乙の最寄りの裁判所が第一審としての専属的管轄権を有するものとします。

## 第七条 責任の範囲

本マニュアルの使用責任は甲にあり、この情報を使用して障害及び損害が生じたとしても、乙は一切責任をとらないものとします。

## 第八条 改編について

乙は甲へ事前の通知を行うことなく本契約の内容およびその他の告知内容を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、従前の本契約の内容および告知内容は無効となり、最新の本契約の内容および告知内容が適用されるものとします。

## 印刷について

本マニュアルを印刷する場合 1 ページを A4 に印刷しバインダーなどに閉じる方法と、2 ページに分割して印刷しとじる方法などがあります。皆様の使いやすい方法でご利用ください。

### 参考

2 ページに分割するには印刷時にプリンター

のプロパティー又は詳細設定から、

ページ設定で「等倍印刷」を「割付印刷」に変更してください。

又、グレースケール印刷と併用すれば紙とインクの節約になります。

|          |    |
|----------|----|
| 究極のマニュアル | 目次 |
| 1        | 2  |



## 【第一章】 交通事故慰謝料概要

\* 積極損害

\* 消極損害

\* 慰謝料

### 交通事故損害賠償の種類

#### 交通事故損害賠償の概要

交通事故被害者になってしまうと、必ず直面する損害賠償は慰謝料になります。

しかし、慰謝料は休業損害や治療費、車の修理等その他多くの損害賠償とは性格が違うため、単に慰謝料を計算するという単純な考え方では、満足していく損害賠償金を受け取ることが難しくなります。

保険会社に騙されずに正当な慰謝料を受け取るためには、交通事故損害賠償全体を理解する必要がありますが、このマニュアルでは、民事交通事故損害賠償請求訴訟における法律云々などの知識は、交通事故損害賠償全体を把握するために必要ではないので、最低限の記述に留めます。

大切なことは、交通事故損害賠償には、一般の交通事故被害者にはあまり知られていない多くの情報が存在しているにも関わらず、被害者に情報を提供せず、知らない被害者が損をするという最悪の構図を理解し、**損をしないための正しい損害賠償知識を身に付ける**ことです。

保険会社に払い渋られないための正しい知識を勉強することが大切ですので、この「**ザ・慰謝料**」で多くの情報を手に入れてください。

損しない慰謝料請求をするには、損する保険会社による払い渋りをよく理解しておく必要がありますので、実際の慰謝料計算に行く前に、その実態を解説します。

何故損害保険会社は払い渋るのか？

近年、安全対策車や道路交通法の改正による罰則の厳格化により、交通事故による死亡者数は毎年減少しています。

しかしその反面、交通事故により後遺障害を発症する被害者は、増加の傾向にあります。

短絡的に考えると、自動車のエアバッグや高度救急救命医療の発達により死亡者は減少しましたが、死亡しなかったために高度の後遺障害を残す事例が増えたと言う事です。

年々増え続ける後遺障害に対する保険金支払い額に頭を悩ました自動車損害保険会社が考えたことは、究極の払い渋りでした。

実際に、死亡者に支払う賠償金と、植物状態又はそれに近い形で生きている交通事故被害者にかかる延命治療費や介護費用の額を比べると、後者は途方もない金額になっています。

極端な例では、延命治療と介護を1年間続ければ、死亡者一人に支払う損害賠償額に等しいか、それ以上の場合すらあります。

そうした中で、保険会社が考えた払い渋りの方法は、日本政府が税金の徴収に使用している思考回路と同じ物です。

日本政府は、税金は沢山取れるところから取るのが基本ですが、大手企業からの税徴収は政党活動や選挙に影響するため、一般庶民から色々な形で目立たないように徴収してしまおうと考えました。

保険会社も同じです。

死亡事故や、高次機能障害・植物状態の被害者の損害賠償を姑息な手法で払い済んだことがマスコミに知れると即社会問題扱いですので、あまりえげつない事はしません。

また、このような案件は全て訴訟が基本ですので、保険会社は弁護士の腕を頼りに、合法的な法廷テクニックを駆使し出来るだけ払い済みますが、いくら弁護士が頑張っても訴訟の世界では限界があります。

そこで、保険会社はどの様な被害者に対して払い済れば有効かつ安全かを考えた結果、交通事故被害者の中で一番弱い立場の他覚症状に乏しいムチ打ち被害者に白羽の矢を立てたのです。

入通院はしたが、今は何らかの形で社会に復帰している人たちの保険金支払額を減らす事で、全体の保険金支払額削減を成功させました。

何らかの形で社会復帰をしたといっても、後遺障害のため不自由な体で精一杯仕事をしている被害者や、普通に働くことが出来ず苦しい生活を強いられている被害者が、多数存在しています。

自由競争の原理が社会にいきわたり、損害保険業界も厳しい競争に勝たなくてはならず、言葉は悪いですが、どんな手段を使ってでも払い済むことを社員に徹底しました。

ニュースなどでご存知の方もおられると思いますが、ある保険会社では、事もあろうに一般の人間には聖域であるはずの医師の診断書を書き換えて、保険金の支払を拒否しました。

明らかな犯罪行為を犯してでも、払い済ろうとします。

もはや、彼らには人道的、いたわり、温情などの言葉が聞こえないどころか忘れ去っています。

## 払い渋りに一番多いパターン

払い渋りで一番多いケースは、請求されない損害はそのまま支払わない、請求できる損害を教えない、請求方法を聞かれても最悪知らないと言いつく、「当社の基準」などと勝手な基準を押し付ける等です。

他にも色々な手口で払い渋りますが、「ザ・慰謝料」の各所で触れていきます。

交通事故損害賠償は、法律上損害を立証し請求する責任が被害者側にあるため、被害者が立証できない、あるいは知らないため請求しない損害は、支払わなくて良いことになっており、請求されない限り支払わない保険会社が大儲けということになります。

交通事故損害賠償の知識がない被害者は、本来支払われるべき損害の概要を知りませんし、多くの知識に乏しい被害者は、加害者側加入の任意保険会社に全てを任せ、言われるままに動く操り人形です。

そこで、皆さんに質問です。

保険会社の社員が、被害者に支払わなくてはならない全ての損害を、被害者のために詳細に計算し、全てを支払っていると思いますか？

思う方と思わない方の両方いらっしゃるようですが、どちらかということ結構そのように思う方が多いのではないのでしょうか？

交通事故の損害賠償知識がなければ、保険会社の社員が説明する内容を信用し鵜呑みにしてしまい、本当はもらえるはずの損害を放棄させられている事に気が付きません。

保険会社の社員全てがそうとは言いませんが、いずれにせよ出来るだけクレームのこない範囲で支払額を低く抑えるために、巧妙な損害額計算書を作成し、被害者に納得させてしまいます。

悪質なケースでは、素人にも分かるような払い渋りの計算書を作成し、被害者からのクレームを組織ぐるみで黙認したある保険会社の実態が、社会問題になりました。

## 何故ムチ打ちを仮病扱いするのか

統計によれば、交通事故の5割以上は追突事故であり、受傷被害者の約8割は「頸椎捻挫」と診断されており、頸椎捻挫のほとんどは他覚所見に乏しい、いわゆる「むち打ち症」です。

ちりも積もれば山となるということわざのように、交通事故被害者の大部分を占める「むち打ち症被害者」に支払われる損害賠償金が、死亡事故に支払われる損害賠償金と比較して同じかむしろ多いとして、皆さんが利益を最優先する保険会社の社長ならどうしますか？

死亡事故はしょうがないとして、何とか頸椎捻挫被害者いわゆる「むち打ち症被害者」の出費を抑えられないものかと、考えますよね？

高度成長期の日本では、追突事故によるムチ打ち症を装った保険金詐欺が大変多く発生し、保険会社は頭を悩ませていました。

しかし、保険会社はいつしかそれを逆手にとって、本当に苦しんでいる被害者を、慰謝料目当ての被害者と同様に扱い、保険金の支出を抑える作戦を試みました。

さらに、ほんの一部のムチ打ち症被害者による保険金詐欺を大げさに社会問題化することで世間をも見方に付け、この作戦を大成功させました。

仮病扱いして保険金の支払額を抑える究極の払い渋りに、症状の重い多くのムチ打ち被害者は泣き寝入りさせられ苦しんできました。

## 保険会社ばかりを攻められない事情

しかし、一方的に保険会社だけを攻めることは出来ません。なぜなら、泣いているだけで何も解決しようとしなかった多くの被害者にも落ち度があるからです。

私は、保険会社の見方ではありません（相手はむしろ敵視している？）が、「痛い、痛い」と言うだけで目に見える傷などが存在しなければ、誰でも本当にいたいのかと疑ってしまいます。

いわゆる他覚所見（見た目やレントゲン・MRI の画像で確認できる所見）に乏しい場合は、どうしても疑われてしまいます。

「ムチ打ち」は、医学上「外傷性頸部症候群」と呼ばれ、いまだに解明されない部分を多く残す神経系の疾患で、医師の患者に対する対応もまちまちです。

そのような背景に保険会社が目をつけたわけですが、ムチ打ち被害者にも対応策があるにもかかわらず、それを学ばないところに落ち度があります。

### 被害者側の落ち度とは

どのような落ち度かと言うと、むち打ち症を医学的に正しく理解し、積極的に治療に取り組んでおられる整形外科医を探す努力を怠っているということです。

交通事故被害者において他覚所見に乏しい「ムチ打ち症」患者のために、通院方法、保険会社対応法、後遺障害診断書の書き方の注意点などを、日本臨床整形外科整形外科学会は積極的に検討し、書籍にして配布することで学会会員に周知させています。

優秀な整形外科医を主治医とすれば、例え保険会社が治療の打ち切りをし、無理な示談の強要を被害者に迫っても、被害者は主治医により適切なアドバイスをうけることが出来、さらには後遺障害認定の際にも認定作業を優位に進めることが出来ます。

被害者は、只黙って受身の体勢を取るのではなく、自ら保険会社と戦う努力をしなければいけないのです。

## 慰謝料請求をする上で心に留めておくこと

慰謝料は、保険会社による払い済りの優先対象であることを前提として考えていかないと、賢く損をしない慰謝料請求は出来ません。

ムチ打ちを例に考えてきましたが、その他の怪我でも同じことが言えます。

必要のない治療のために無理やり通院すると、保険会社は通院の必要性を加味し、治療費や通院慰謝料の減額を主張してきます。

又、主治医による漫然治療をしていた場合も同じことが言えるため、慰謝料を請求する際の減額要素を極力低くするためには、しっかりと治療をしてくれる医師、言い換えれば、きちんと症状をカルテに記入し、症状に対する原因を説明でき、治療の必要性が立証できる医師を選ばなくてはならないということです。

もしここで主治医選びに失敗した場合は、慰謝料の減額だけでなく、後遺障害が存在する場合など、認定されない危険性が高くなります。

実践的に良い主治医選びの方法や見分け方を詳しく解説し、治療打ち切り対策法や後遺障害認定されやすい後遺障害診断書の書き方を実際の自賠責後遺障害診断書を使用して説明している

「究極の交通事故損害賠償請求完全マニュアル」

<http://www.jiko-zero.info/jiko-zero.html>

は、弱い交通事故被害者の強い見方です。

交通事故発生から示談にいたるまでに必要な損害賠償の知識を、易しく分かりやすく解説しています。

では、次の項から交通事故損害賠償の内容、損害賠償の中での慰謝料の性格およびその正しい解釈を解説していきます。

## 交通事故損害賠償の種類

民事訴訟における交通事故損害賠償には3種類あります。

積極損害・消極損害・慰謝料ですが、このマニュアルを読んでいらっしゃる多くの方は、積極損害と消極損害という言葉は、慰謝料に比べるとあまり聞いた事が無いのではないのでしょうか？

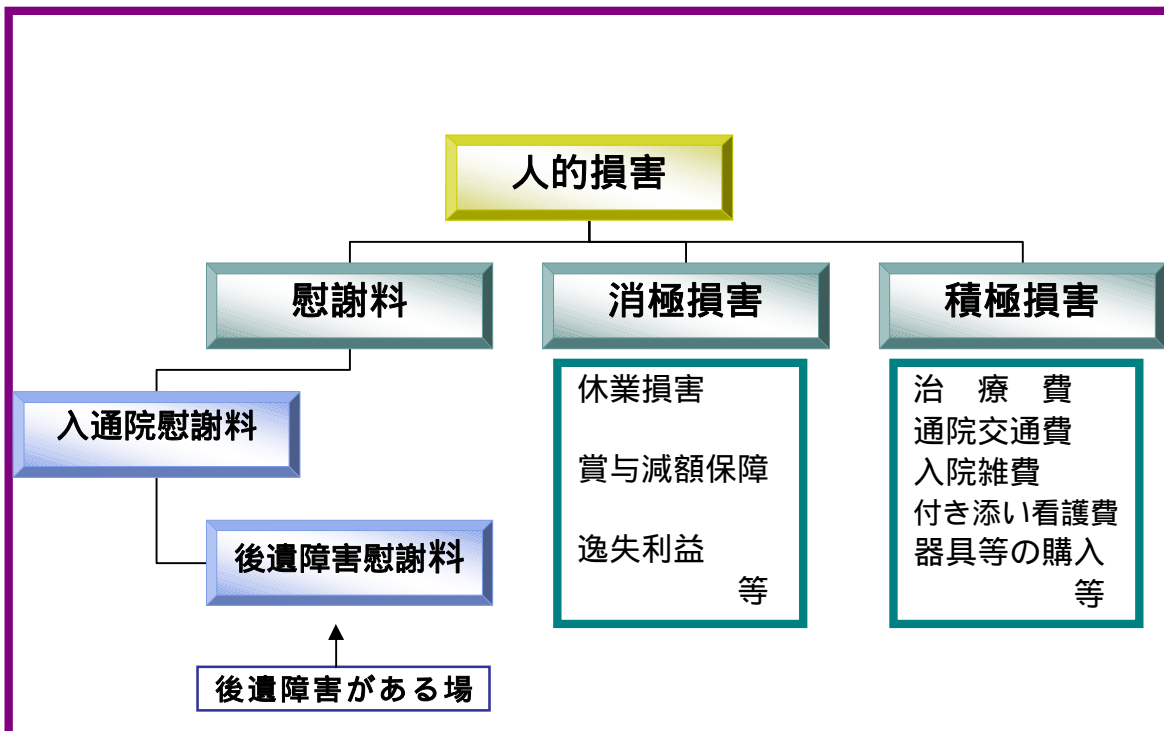
積極損害は、入院雑費・通院交通費・治療費等の実際に出費したお金です。

消極損害は、あなたがもらえる筈だったお金です。

傷害部分であれば休業損害等であり、後遺障害部分であれば逸失利益等です。

もう少し詳しく解説していきます。

## 損害の分類



交通事故の損害賠償はおおまかには上図の様になります。  
(図では、死亡慰謝料は省略しています)



## 積極損害

実際に支払ったお金ですが、治療費等は、ほとんどの場合保険会社が支払って、通院交通費や他の細かい物は、ご自分で立て替えていると思います。

知識さえあれば、一般の人がこんな物まで請求できるかと思う物もありますので、興味のある方はまぐまぐ「**知って得する損害賠償請求**」<http://www.mag2.com/m/0000241683.html> をご覧になってください。

## 消極損害

休業損害は交通事故で受傷して会社を休んだ・早退した・残業出来なかった等の理由で給料が支給されなかったか減額された損害です。

給与所得者の場合は、交通事故前3ヶ月間の平均収入を基礎として、事故後実際に支給された給与との差額が請求できます。

示談の時にまとめて請求する方法もありますが、治療が長引いている場合は事前に休業損害の内払いを保険会社をお願いして、休業損害証明書を送付してもらいます。

職場の経理担当者に保険会社から送られてきた休業損害証明書の用紙を渡せば書いてくれますので、それをあなたの銀行口座のメモと一緒に保険会社に送るだけです。

休業損害証明書の用紙はコピーでも大丈夫ですので、原本は残しておくとして請求するたびに(1ヶ月ごと)用紙を送ってもらう必要がなくなります。

しばらくして、保険会社内で支払いの承認がされると、指定の銀行口座に入金されます。

賞与の減額も専用の証明用紙を保険会社から入手し請求します。

## 逸失利益

これは、死亡した時や後遺障害が認定された時に請求します。

交通事故受傷により後遺障害が残ったため仕事に支障をきたし、本来受け取れたであろう収入が減額になってしまった損害や、死亡した人が生きていれば得たであろう収入のことです。

読んで字のごとく、逸失した利益です。

以上が交通事故における損害（物損は除く）です。

保険会社が支払う保険金の名目の中で一番金額が大きいのは、後遺障害関係の賠償金で、ある損害保険会社の交通事故損害賠償金支払データによれば、後遺障害部分に対して支払われた保険金が全体に支払われた保険金の約 8 割以上を占めていたそうです。

### なかなか認めてもらえない後遺障害認定

この「ザ・慰謝料」では、後遺障害認定について解説しませんが、後遺障害認定は医師が後遺障害診断書を書いたからといって、そのまま認められるものではありません。

調査機関により認定される必要がありますのでご注意ください。

調査機関の詳細や後遺障害認定実務、認定されやすい後遺障害診断書の書き方等は、実際の組織図や自賠責後遺障害診断書を使用して

「**究極の交通事故損害賠償請求完全マニュアル**」で詳しく解説しています。

<http://www.jiko-zero.info/jiko-zero.html>

次のページで、本題の慰謝料について解説しますが、これまでの積極損害・消極損害・逸失利益とは、少々性質の異なった損害賠償ですので、どの様に性質が違うかを良くご理解いただきたいと思います。

## 慰謝料

慰謝料とは、死んだ人に対する遺族の悲しみや、痛い思いや辛い目にあったことを慰めるためのお金になります。

本来は「慰藉料」の漢字を使用していましたが、常用漢字の中の教育漢字を使用する際に「慰謝料」を使用する事になりました。

藉は、「ゆるす」、「いたわる」の意味ですが、謝にも「ゆるす」「あやまる」「わびる」という意味があり、そのための金銭が「慰謝料」です。

慰謝料は、3つの交通事故損害賠償のうちの1つですが、積極損害や消極損害とは違い、財産的な意味合はありません。

ということは、民法上積極損害や逸失利益・休業損害のような損害は、財産を侵害されたことへの損害賠償と見ることが出来、金銭的評価も比較的しやすいのですが、慰謝料は生命や身体を侵害されたことへの損害賠償ですので、金銭的に評価することは大変難しくなります。

又、民法に慰謝料（慰藉料）という言葉は存在せず、生命や身体の侵害はそれ自体金銭的評価の対象となる財産とは言えないため、財産権の侵害には当たらないという解釈になっています。

しかし、民法 711 条は「生命ヲ害シタル者ハ、財産以外ノ損害ニ対シテモ其ノ賠償ヲ為スコトヲ要ス」との記述があり、財産以外に何らかの損害があれば、あそれに対する賠償をしなければいけないとしています。

では、何らかの損害をどの様に解釈するかと言う問題ですが、現在の法律上は概ね3種類の考え方に分かれています。

何らかの損害、いわゆる生命や身体の侵害を 財産の侵害に近いものに対する賠償、 本来の慰藉料の意味から苦痛や悲しみに対する賠償、 加害者に対する制裁や懲罰的意味での賠償に分けています。

いずれにしても、生命や身体（痛み・感情・悲しみ・怒り）には金銭に評価するための価格がありませんので、交通事故損害賠償の中では一番厄介なものと考えて差し支えないと思います。

## 【第二章】 交通事故損害賠償支払基準

自賠償支払基準

平成 14 年まで存在した任意保険支払基準

地方裁判所支払基準

### 支払基準とは

交通事故損害賠償では、それぞれの項目ごとに支払基準を設けることで解決までに要する時間や作業の簡素化を図っています。

特に、前項でご説明したように、人命や身体に対する慰謝料のような人的損害に対する賠償額は、もともと価格が付けられない痛み・苦しみ・悲しみ・怒りに対する慰藉の対価ですので、一定の基準を設けることで損害額の算定が容易になります。

いい換えれば、人命や身体の障害、痛み・苦しみ・悲しみ・怒りに値段を予め付けておくということです。

個々に争って算定していたのでは、膨大な時間と人員を必要とし、交通事故賠償の早期解決が困難になってしまいますし、個々の算定において同一条件で異なる損害額が存在してしまうことを防ぎ、法の下での平等を守れるということです。

しかし、支払基準は全て同一条件であれば同一の金額で処理するのではなく、多少の柔軟性を有し、個々の特殊性を加味して金額を増減できます。

つまり、ある程度のガイドラインを決めておいて、そこから細かな算定に入っていくということです。

慰謝料を計算する上で、この**支払基準を理解**しているか否かでは、請求する金額に相当の差が出てしまいます。

本題の**慰謝料計算以上に重要**ですので、中途半端な理解ではなくしっかりとご理解いただき、実践で役立てて下さい。

## 自賠責保険支払基準

### 自賠責保険（旧強制保険）

自賠責保険の正式な名称は、自動車賠償責任保険で、自動車を運行するため強制的に加入しなくてはならない自動車損害賠償保険です。

話は戦後の高度成長期に戻ります。

その当時日本の車の台数はものすごい勢いで増加し、それに伴い交通事故も増え続けます。

しかし、自動車保険はあまり普及しておらず、保険に加入していない運転者も少なくありませんでした。

交通事故に遭ってもまともに損害を賠償してもらえない被害者、いわゆる「泣き寝入り」をする被害者の数は増加の一途をたどり、最悪の場合、家族を死亡させた加害者は、葬式代すら払えない経済状況で、残された家族は、なす術もなく途方にくれると言うような事例が多く発生したため、政府は強制保険制度（現在の自賠責保険）を発足させる事にしました。

このような事情から生まれた保険ですので、補償は人的損害に限定さ、物損には適用されず、自賠責保険における傷害部分の限度額は 120 万円、後遺障害部分 3000 万円（介護を必要とする後遺障害 1 級は 4000 万円）死亡 3000 万円となっています。

当然、自賠責の場合の慰謝料の限度額は、傷害部分の 120 万円に制限されますが、障害部分は通院交通費・治療費・入院雑費など全てを含みますので、治療費が 120 万円を超えれば慰謝料は 0 円です。

私は、常日頃からいつの時代の支払基準なのか、疑問に思っています。

そもそも、政府の事業として発足した強制保険制度ですが、平成 14 年に制度が改正され、民間に委託した時点での累積運用益は 1 兆 700 億円あり、現在も民間保険会社は運用益をあげています。

もう少し時代にあった支払基準に出来ないものでしょうか・・・。

## 平成 14 年まで存在した任意保険支払基準

### 消えた任意保険支払基準

平成 14 年 3 月 31 日 までは、任意保険支払基準と言うものがあり、今でも損保会社が「当社の基準では」と示談金額を計算してきます。

私は、以前示談の話をした時「当社の基準とは何でしょう？」と保険会社に聞き、「貴方の会社で勝手に基準を作らないで下さい！」とも言いました。

ただ、当社の基準（いまだに本当は任意支払基準と言いたいらしいが）と言うのは、全く根拠が無いわけではありません。

実際、平成 14 年 3 月 31 日までは、保険料率と支払基準を、自動車保険料率算定会が算出していました。

それを印刷して、各損害保険社に配布し、強制的に適用させていましたが、自由競争の原理から、平成 14 年 4 月 1 日に保険が自由化され、自由な保険料率と独自の支払基準で対応することになりました。

又、各保険会社が同一の支払基準を設けることは、独禁法にも抵触していましたが、以前に国が保険会社の保護をしていた時には、触れられない問題でした。

現在は、自賠償保険と地方裁判所支払基準の 2 つしか存在しません。  
(厳密には、地裁基準に 2 通りありますので 3 通りとする人もいます)

もし現在も任意保険支払基準が存在したとして、支払額の順番は、多い順に地方裁判所、任意保険、自賠償保険支払基準です。

## 地方裁判所支払基準

### 地方裁判所支払基準はあくまで目安

地方裁判所支払基準は、交通事故の損害賠償を訴訟によって解決する場合の弁護士基準ですが、あくまで民事交通事故訴訟における損害賠償額の算定基準で、公式なものではありません。

訴訟において、弁護士会で使用する請求額の基準を定めることで、交通事故被害者の早期救済、弁護士会所属の各弁護士のワークロードの軽減を目的としています。

### 赤い本・青い本

地方裁判所支払基準は、大きく分けて2種類算定基準の本が刊行され、弁護士や交通事故関係の相談員などは、赤い本・青い本と呼んでいます。

赤い本は、  
正式名“東京三弁護士会交通事故処理委員会編集「損害賠償額算定基準」”  
で、毎年出版されており日弁連東京支部が使用している基準です。

(最近は他の大都市の弁護士会も独自の算定基準を使用する傾向です)

私の持っている赤い本の2006(平成18年度)版は、表紙が赤色からピンク色に変わっています。

青い本は、  
正式名“(財)日弁連交通事故相談センター編集「交通事故損害額算定基準」”  
で、2年に1回日弁連によって出版されています。

算定基準は、全国の地方裁判所におけるそれぞれの判決傾向を考慮して決められます。

## 大きい自賠償と地裁の支払基準の差

どの程度の差があるかは、この後の実際の交通事故慰謝料計算実務で詳しく解説していますので、1例だけ取り上げてご紹介しますが、大きな差があることは慰謝料計算において大変重要ですので、覚えておいて下さい。

後遺障害慰謝料で見えます。

後遺障害等級 14 級における後遺障害慰謝料額

自賠償保険                 : 32 万円

任意 保険                 : 40 万円 (現在は存在しませんが参考のため)

地裁基準 (赤い本): 110 万円

地裁基準と自賠償保険基準では78万円の金額差があり、これを裁判で争っていくわけですが、訴訟以外にも地裁基準を実現できる方法があります。

詳しくは、第四章で利用する施設を説明しています。

提出書類作成や申し込み方法等の実践的ノウハウは、「究極の交通事故損害賠償請求完全マニュアル」で実際に提出した書類を使用し詳細に解説しています。

交通事故損害賠償でお困りの方は、ご使用のご検討をお願いします。

「**究極の交通事故損害賠償請求完全マニュアル**」

<http://www.jiko-zero.info/jiko-zero.html>



## 【第三章】 交通事故慰謝料計算実務

### 自賠責支払基準

- \* 死亡慰謝料
- \* 後遺障害慰謝料
- \* 入通院慰謝料

### 自賠責保険支払基準・死亡慰謝料

自賠責保険の場合、死亡事故の慰謝料は、本人の慰謝料と遺族の慰謝料が別々に支払われます。

遺族の慰謝料は、請求権者の人数と被扶養者の有無で違ってきます。

(請求権者は、被害者の父母、配偶者と子供のみ限定されている)

|          |         |
|----------|---------|
| 本人の慰謝料   | 350 万円  |
| 遺族の慰謝料   |         |
| 請求権者 1 名 | 500 万円  |
| 請求権者 2 名 | 600 万円  |
| 請求権者 3 名 | 700 万円  |
| 被扶養者あり   | +200 万円 |

例、世帯主 A さんが死亡 両親と妻と未成年の子供 3 人が慰謝料を請求した場合は、350 万円+700 万円+200 万円 = 1250 万円の請求が出来ます。

ここで、被扶養者は何人いても 200 万円で、200 万円×3 人ではありませんので、注意が必要です。

## 自賠償保険支払基準・後遺傷害慰謝料

後遺障害慰謝料の話の前に、後遺障害について少しお話しします。

後遺障害とは、これ以上治療しても元に体に戻らない神経症症状、あるいは傷や切断等による欠損、特に女性の場合の顔面のキズやアザなど色々です。

後遺障害にはどのような物があるか、皆様は普段余り見ることがないと思えばにしてみましたので、参考のためご覧下さい。

### 後遺障害等級表

| 等級  | 後遺障害  | 逸失率     |
|-----|---|---------|
| 第1級 | 1 両眼が失明したもの<br>2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの<br>3 両上肢をひじ関節以上で失ったもの<br>4 両上肢の用を全廃したもの<br>5 両下肢をひざ関節以上で失ったもの<br>6 両下肢の用を全廃したもの  | 100/100 |
| 第2級 | 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの<br>2 両眼の視力が0.02以下になったもの<br>3 両上肢を手関節以上で失ったもの<br>4 両下肢を足関節以上で失ったもの   | 100/100 |
| 第3級 | 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの<br>2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの<br>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの<br>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの<br>5 両手の手指の全部を失ったもの   | 100/100 |
| 第4級 | 1 両眼の視力が0.06以下になったもの<br>2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの<br>3 両耳の聴力を全く失ったもの<br>4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの<br>5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの<br>6 両手の手指の全部の用を廃したもの<br>7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの | 92/100  |
| 第5級 | 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの  | 79/100  |

|     |   |        |
|-----|---|--------|
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>4 1上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>5 1下肢を足関節以上で失ったもの</li> <li>6 1上肢の用を全廃したもの</li> <li>7 1下肢の用を全廃したもの</li> <li>8 両足の足指の全部を失ったもの</li> </ul>   |        |
| 第6級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</li> <li>6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>8 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指を失ったもの</li> </ul>   | 67/100 |
| 第7級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>6 1手のおや指を含み3の手指を失ったもの又はおや指以外の4の手指を失ったもの</li> <li>7 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指の用を廃したもの</li> <li>8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>11 両足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>12 女子の外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>13 両側の睾丸を失ったもの</li> </ul> | 56/100 |
| 第8級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>2 脊柱に運動障害を残すもの</li> <li>3 1手のおや指を含み2の手指を失ったもの又はおや指以外の3の手指を失ったもの</li> <li>4 1手のおや指を含む3の手指の用を廃したもの又はおや指以外の4の手指の用を廃したもの</li> </ul>   | 45/100 |

|     |   |        |
|-----|---|--------|
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの</li> <li>6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</li> <li>7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</li> <li>8 1上肢に偽関節を残すもの</li> <li>9 1下肢に偽関節を残すもの</li> <li>10 1足の足指の全部を失ったもの</li> </ul>   |        |
| 第9級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>2 1眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</li> <li>4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</li> <li>7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>9 1耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当に制限されるもの</li> </ul> | 35/100 |
| 第9級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>12 1手のおや指又はおや指以外の2の手指を失ったもの</li> <li>13 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したもの又はおや指以外3の手指の用を廃したもの</li> <li>14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</li> <li>15 1足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>16 生殖器に著しい障害を残すもの</li> </ul>  |        |

|      |   |        |
|------|---|--------|
| 第10級 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</li> <li>3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</li> <li>4 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>6 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>7 1手のおや指又はおや指以外の2の手指の用を廃したもの</li> <li>8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの</li> <li>9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの</li> <li>10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>11 1下肢の3大関節の1関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ol> | 27/100 |
| 第11級 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>7 脊柱に変形を残すもの</li> <li>8 1手の人差し指、なか指又はくすり指を失ったもの</li> <li>9 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</li> <li>10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</li> </ol>                          | 20/100 |
| 第12級 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> </ol>  | 14/100 |

|      |   |       |
|------|---|-------|
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</li> <li>5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</li> <li>6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</li> <li>7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</li> <li>8 長管骨に変形を残すもの</li> <li>9 1手の小指を失ったもの</li> <li>10 1手の人差し指、なか指又はくすり指の用を廃したもの</li> <li>11 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの</li> <li>12 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの</li> <li>13 局部に頑固な神経症状を残すもの</li> <li>14 男子の外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>15 女子の外貌に醜状を残すもの</li> </ul> |       |
| 第13級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 1眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの</li> <li>3 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</li> <li>4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの</li> <li>5 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>6 1手の小指の用を廃したもの</li> <li>7 1手のおや指の指骨の部を失ったもの</li> <li>8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの</li> <li>9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指以下の1又は2の足指を失ったもの</li> <li>10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</li> <li>11 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</li> </ul>  | 9/100 |
| 第14級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの</li> <li>2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>6 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>7 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</li> <li>8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの</li> <li>9 局部に神経症状を残すもの</li> <li>10 男子の外貌に醜状を残すもの</li> </ul>  | 5/100 |

## 後遺障害慰謝料の金額

自賠責保険支払基準における後遺障害慰謝料は、自賠責調査事務所により認定された後遺障害等級により、逸失利益込みで定額化されています。

自賠責 後遺障害別等級表 (単位万円)

| 等級 | 慰謝料  | 逸失利益 | 総額   |
|----|------|------|------|
| 1  | 1050 | 1950 | 3000 |
| 2  | 918  | 1672 | 2590 |
| 3  | 797  | 1422 | 2219 |
| 4  | 687  | 1202 | 1889 |
| 5  | 580  | 994  | 1574 |
| 6  | 484  | 812  | 1296 |
| 7  | 399  | 651  | 1050 |
| 8  | 317  | 502  | 819  |
| 9  | 241  | 375  | 616  |
| 10 | 184  | 277  | 461  |
| 11 | 134  | 197  | 331  |
| 12 | 92   | 132  | 224  |
| 13 | 57   | 82   | 139  |
| 14 | 32   | 43   | 75   |

後遺障害認定は、単に主治医が後遺障害診断書を書いても認定されるものではなく、複雑な手続きと画像や記述内容にぶれのない後遺障害診断書を提出し、最短でも2~3ヶ月の期間を要します。

昨今では、他覚所見(画像等で立証できる目に見えるもの)に乏しい頸椎捻挫いわゆる「むち打ち症」の後遺障害認定が厳しくなっています。

等級としては12,14級の選択ですが、14級すら認定されない状況です。

## 大きな差がある支払基準

又、支払基準のところでもお話ししましたが、地方裁判所支払基準と自賠責保険支払基準では、かなりの差が生じます。

後遺障害慰謝料の最低等級の14級でも78万円の金額差があります。

下の表を見て頂きたいのですが

これは、後遺障害慰謝料の12級と14級の逸失利益を除く後遺障害部分のみの慰謝料を比べたものです。

### 後遺障害慰謝料 (各支払基準を比べてみてください)

|     | 後遺障害部分の慰謝料 |          | 単位万円 |
|-----|------------|----------|------|
|     | 自賠責保険      | 任意保険(T社) | 地裁基準 |
| 12級 | 93         | 100      | 290  |
| 14級 | 32         | 40       | 110  |

14級でさえ78万円ですので、1級になると地裁基準は2800万円、自賠責基準は1050万円と1750万円の差が出てしまいます。

加害者が自賠責のみの場合は、訴訟で差額の1750万円を直接加害者に請求する事になります。

加害者が任意保険に加入していれば、当然差額は任意保険会社に請求します。

頭が混乱している方もいらっしゃると思いますので、ここで一旦整理してみますが、各慰謝料には2種類の支払い基準が存在し、強制保険の役割である自賠責保険は、支払の妥当性があれば定額化した保険金を支払います。

その額は、社会通念上非常に低い金額であるため、地方裁判所基準(社会通念上の金額)により訴訟等で自賠責保険の保険金との差額を加害者に請求できるということです。



## 慰謝料の計算法は1つではない

慰謝料の算定法は1種類ではなく、この先お話しする傷害慰謝料、いわゆる皆さんが一般的におっしゃる慰謝料（入通院慰謝料）も、やはり2種類の支払基準が存在します。

「何日通院するといくら慰謝料がもらえるの？」の話になるわけですが、どちらの基準で計算するかで、後遺障害慰謝料と同様、大きな差が出てしまいます。

## 後遺障害認定は全ての慰謝料に影響する

さらに、例え14級でも後遺障害等級が認定されたか否かでは、入通院慰謝料を請求する際の妥当性に大きく影響します。

これはどの様なことかという、例えば100日通院した場合、後遺障害が認定されれば、通院の妥当性があったことの証明になりますが、後遺障害も認定されない怪我に100日通院する必要性が果たしてあったのかを争う事になり、通院慰謝料の減額を保険会社から迫られます。

ムチ打ちを例にお話しすると、後遺障害認定の現状はかなり厳しい状況であり、他覚所見に乏しい場合は、よほどしっかりとした後遺障害診断書を作成し、生活の支障を説明できないと認定されません。

後遺障害慰謝料について語るとき、必ずと言っていいほど出てくるのは、ムチ打ち症の話です。

## 交通事故受傷の怪我で一番多いムチ打ち症

平成16年の統計では、交通事故受傷の原因の38%が追突事故によるもので、その中の80%以上が頸椎・腰椎関連の怪我になっています。

これらのデータから分かることは、損害賠償保険会社が外傷性頸部症候群の交通事故被害者に支払う治療費や慰謝料の金額が莫大であり、しかもある時期「ムチ打ち症」を装った保険金詐欺が多発したことから、保険金支払にかなり神経質にならざるおえないということです。

## 現在も泣き寝入りしている被害者が多く存在する

問題は、このような状況の中、何の罪も無い人間が突然の追突事故により辛い思いを余儀なくされ、しかも周りの人間には仮病扱いされ、さらに悪いことに損保会社から十分な治療も受けられず損害を払い渋られ泣き寝入りしている被害者が多数存在することです。

## 慰謝料計算で避けて通れない「ムチ打ち症」

現在でも何故か「慰謝料」＝「ムチ打ち症」の図式は健在であり、「追突事故＝むち打ち症＝通院＝慰謝料いくら？」今も昔も変わりません。

変わらない事に問題があり、変わらなくする人たちも確実に存在していますので、この状態はよほど神経系の医学が進歩しない限り変わらないはずです。

このような状況下でムチ打ち被害者の慰謝料計算は、大変困難になっており、ムチ打ち症にだけ適応させる基準まで出来ています。

次にお話しする自賠責支払基準における傷害慰謝料にはありませんが、通院日数が一ヶ月を越えるような頸椎捻挫の場合の地裁基準では、明確な差別化がされています。

60日を越える通院を余儀なくされているムチ打ち症被害者において、私が考える一番良い慰謝料請求は、やはり、後遺障害認定をうけて最低等級の14級でもかまわないので等級認定された後に、慰謝料を請求する方法です。

しかし、他覚症状に乏しい場合、早い段階から後遺障害認定の準備として、確実な自覚症状のカルテへの記入を主治医にお願いし、神経学的検査を重ねていかないと、なかなか認定されません。

しかも、同じような症状で同じ位の通院日数の被害者でも、後遺障害申請の仕方、認定と非該当の二通りの結果が存在することは事実です。

ここでも後遺障害認定の深い知識が必要になります。

## 自賠償保険支払基準・傷害慰謝料（入通院慰謝料）

お待たせしました！「何日通院するといくら慰謝料がもらえるの？」のお話です。

痛みや苦しみをどの様にしてお金と等価交換するのか、言い換えれば、痛みや苦しみの価格をどの様にして決めるのかですが、痛みや苦しみの感じ方は人それぞれ違いますので、大変難しい問題になります。

そこで、ひとつの目安として、入通院日数に応じて傷害（痛みに対する）慰謝料の額を算出する方法が一般的になっています。

### 自賠償支払基準・入通院慰謝料計算式

自賠償保険の場合の入通院慰謝料は次のように計算します。

$$\left( \text{総治療日数} \quad \text{実通院日数} \times 2 \right) \times 4,200 \text{ 円}$$

総治療日数            初診日から治療を終了した日までの日数

実通院日数            実際に通院した日数

つまり、総治療日数と実通院日数の2倍を比べて等しいか、もしくは少ないほうの日数に4,200円を乗じた金額が通院慰謝料になります。

自賠償保険には、地裁基準と違って入院と通院の区別がありませんので、入院した場合、入院した日数と通院した日数を足して実通院日数とします。

この二倍することを知らない被害者の方は以外に多く、保険会社にまんまと払い渋られてしまった被害者が多数いるはずです。

## 自賠責の入通院慰謝料には上限がある！？

P23「自賠責保険支払基準」のところでご説明した通り、自賠責保険の支払基準における入通院慰謝料は、人的傷害部分になりますので、限度額は120万円になります。

すると、入通院慰謝料の最高額は120万円？

**いえ違います！**

120万円は、傷害部分の限度額ですから、その中には、治療費や通院交通費、入院雑費や休業損害等を併せた金額になりますので、入通院慰謝料の最高額はかなり低くなります。

軽症で通院が30日程度でしたら問題はありませんが、重症で入通院が150日を越えるような案件ですと、万が一加害者が任意保険に加入していない場合、慰謝料どころか治療費が自賠責保険の限度額120万円を超えてしまい、治療費の不足分を自腹で払わなくてはなりません。

ただ、被害者の自動車保険に付随した人身傷害特約を使用すれば何とかありますが、後遺障害が残った時など、人身傷害特約では、対人保険の支払額にはかないませんので、ある意味泣き寝入りです。

自賠責内で治療費や雑費と慰謝料を合計した金額が120万円超えそうな微妙な時は、早い段階から治療に健康保険を使用することをお勧めします。

交通事故の治療に健康保険が使用できないと思っている方がけっこういらっしゃるようですが、健康保険法で使用できるようになっていますので、使用してください。

健康保険を使用するメリットは、治療費を半額以下に抑えることができるため、自賠責保険の120万円を有効利用できるからです。

何故治療費が半額になるのかというと、治療には自由診療と健康保険診療という二つの方法があり、自由診療は概ね健康保険診療の2~3倍の金額になっています。

「交通事故受傷と健康保険使用について」

詳しくは <http://safely.blog115.fc2.com/blog-entry-20.html>

## 知らないで大損する自賠責保険慰謝料計算の特例（裏技）！！

総治療期間は、事故日から治療最終日までのことですが、治療日数が加算される場合や実通院日数に数える自宅療養期間、実通院日数を2倍出来ない場合等の特例をご紹介します。

### 総治療日数に7日間を加算する場合

自賠責保険に治療費を請求する場合は、自賠責保険8号様式の診断書を使用しますが、診断書の記入欄の中に、治癒・治癒見込・治療継続・転医・治療中止・死亡等を記入する欄があります。

最終治療日の診断書において、治癒見込・治療継続・転医・治療中止と記入されている場合は、総治療日数に7日を加えて慰謝料を計算できる事になっています。

通院日数が少ない時には、多少ですが金額が増えますので知っておくと得します。

先ほどの計算式で説明します。

$$\text{（総治療日数 実通院日数} \times 2 \text{）} \times 4,200 \text{ 円}$$

これに、+7を入れて（総治療日数+7 実通院日数×2）×4,200円にします。

例えば、総治療日数が16日で実通院日数が10日だったとします。

本来であれば、 $16 - 10 \times 2$  は16日ですので、 $4200 \text{ 円} \times 16 \text{ 日} = 67200 \text{ 円}$

ですが、先ほどの+7を使用すると  $16+7 - 10 \times 2$  は20日ですので、

$4200 \text{ 円} \times 20 \text{ 日} = 84000 \text{ 円}$  ですから、わずかですが **16800円増えた**

事になります。

保険やさんがとぼけたら貰えませんので、知っておいて下さい。

## 実通院日数に数える自宅療養期間

通院しなくても、以下のような部位に**ギブスを装着していた期間**は、通院日数とします。

長管骨及び脊柱の骨折・変形

長管骨に接続する三大関節部分の骨折・変形等

体幹ギブス、肋骨・胸骨を一体として装着するもの

ギブスシーネ・ギブスシャーレ・シーネ固定は、ギブス装着と認めます。

ムチ打ちなどで装着するポリネックやコルセット、鎖骨を固定するクラビクルバンド、肋骨を固定するバストバンド、サポーター等はギブス固定になりません。

**検査のみの通院**であったも実治療日数として数えます。

**往診も通院と同等**の扱いですので、通院実日数に加算します。

## 実通院日数×2にならない通院！？

治療機関が一般の病院や柔道整復師の資格を持つ整骨院等で施術を受けた場合は**×2**で計算しますが、**鍼灸院やマッサージ院の場合は実通院日数のままです。**

いかがですか？

**ギブスの固定期間も慰謝料の対象になっていることをご存知でしたか？**

保険やさんは、「**鍼灸院やマッサージ院の場合は実通院日数のままです**」と言いますが、「**ギブスの固定期間も慰謝料の対象になっている**」と言う説明は口が避けてもしませんので、**ご注意を！**

## 都市伝説「毎日通院すれば慰謝料が最高額になる!？」

よく、毎日通院していれば慰謝料が沢山もらえると思いきのように通院する人がたまにいるようですが、慰謝料目的でしたら無意味ですので、止めた方が良いでしょう。

ただ、毎日通院して体を動かすことがりハビリになり、早期に完治するのであれば話は別ですが・・・。

**毎日通院しても一日おきでも慰謝料は同じ?!**

自賠償支払基準・入通院慰謝料計算式

**(総治療日数 実通院日数×2) × 4,200 円**

を見ていただければお分かりかと思いますが、自動車保険の計算では1ヶ月を30日として計算する事になっています。

すると、毎日頑張ってに通院しても実通院日数×2ですから、 $30 \div 2$  で通院しても結果は一緒になります。

要するに、1ヶ月に15日通院すれば最高額の慰謝料が受け取れるということです。

さらに、地裁基準(赤い本)では、「通院が長期にわたり、かつ不規則である場合は実日数の3.5倍程度を慰謝料算定のための目安とすることがある」とされ、実質×3.5を逆算してみると、1週間に1度の通院で最高額の慰謝料を受け取れる事になります。

必ずこの基準が適応されるかは難しいですが、慰謝料計算では幅広い知識が必要になります。

**交通事故損害賠償は、損害を被害者が立証しない限り認められませんので、慰謝料を沢山もらうためには、勉強することが一番大切だということが、お分かり頂けたのではないのでしょうか?**

## 【第四章】 ま と め

### 知っているようで本当は知らない交通事故損害賠償知識

交通事故損害賠償は、普段は全く必要のない知識であり、できれば一生お世話になりたくない知識でもあります。

しかし、一旦事故に巻き込まれてしまったら、知らないといくらでもない大損をする交通事故損害賠償は、決して他人任せにはしてはいけません。

自分自身で勉強し、時には人の力を借りて解決していかなければならない交通事故賠償の知識は、書店で売られている本を利用しようとしても、内容が今までに見たことのないような法律用語で埋め尽くされ、なかなか思うように利用できないのが現状です。

そのような被害者を救済するために、筆者が実際に交通事故被害者になり苦労して損害賠償請求をした知識を基に、分かりやすく解説した「**ザ・慰謝料**」の中で、皆さんにもう一度確認していただきたいことは、

慰謝料の支払基準には自賠償と地方裁判所の2通りあること

慰謝料計算には特例事項が沢山あり、知らないで大損すること

自賠償保険の人身障害支払限度額 120万円の意味

【標準版】に出てきた自賠償入通院**慰謝料計算の裏技**

**実通院日数 ×2 の計算法**

**7日加算の法則**

**通院日数として認められる特例集**

以上ですが、いかがでしょうか？ この知識を知っているか否かで、示談金額は大きく違ってきます！

是非皆様の示談交渉でお役立て下さい！ お疲れ様でした！



## 【あしがき】

交通事故の件数や死亡する人は減少傾向ですが、その反面で高度の障害を残す交通事故被害者の数は年々増え続けています。

高度救急救命により一命は取り留めたものの、体に障害を残してしまい、残る人生を台無しにされてしまう交通事故被害者の怒りは、何処へぶつければよいのでしょうか？

高度な障害ではないものの、未婚の女性が顔面に大きなアザや傷を残したり、趣味のスキーやテニスが出来ないようになってしまったり、貴方はその怒りをどうしますか？

加害者を同じような目に遭わせてしまいましょうか？

そのような事をして、顔のキズは消えませんし、スキーやテニスが又出来るようになるわけでもありません。

交通事故による、怒りや悲しみ、痛みや苦しみを金銭に換えることで、被害者の心と体は少しだけ癒されるのです。

ですから、**その癒しを安売りしてはいけません！**

知っているようで知らない交通事故損害賠償の知識が沢山あることを、この「**ザ・慰謝料**」でお分かりいただき、さらには実践していただいて**心と体を癒してあげてください。**

本書では、慰謝料のみに限定した知識ですが、他にも後遺障害認定や被害者請求、異議申立と沢山の交通事故損害賠償知識があります。

被害者の状況により必要になる知識は多種多様にわたりますが、基本的な流れはほぼ同じと言って良いでしょう。

いずれにしても、交通事故損害賠償で満足いく結果を望むのであれば、被害者自身がしっかりした知識を身に付けることです。

分かり難い部分や疑問や質問がありましたら、遠慮せずメールを頂ければお答えさせていただきます。[jiko-zero@intelli.sakura.ne.jp](mailto:jiko-zero@intelli.sakura.ne.jp)

交通事故損害賠償請求に興味がありましたら、私のブログやメルマガを見に来ていただければ幸いです。

著書(e-book)**14級で850万円**「究極の交通事故損害賠償請求完全マニュアル」  
<http://www.jiko-zero.info/jiko-zero.html>

ブログ : 知って得する「交通事故損害賠償の知識」  
<http://safely.blog115.fc2.com/>

メルマガ : まぐまぐ「知って得する交通事故損害賠償請求」  
<http://www.mag2.com/m/0000241683.html>

## 筆者プロフィール

名 前 赤川 静雄

出身地 東京都板橋区

現住所 埼玉県川越市

職 業 自営業及び交通事故損害賠償請求アドバイザー

趣 味 スキー SAJ 1級(現在後遺障害でお休み中)  
アマチュア無線 1級(7K3EKI)

詳しい住所電話番号等は HP 特商法の表記で確認できます